



# 島根県報

平成22年4月13日（火）

号外第98号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第296号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	仁摩邑南線	大田市祖式町字瀬越 2624番8地先から同町 字山本2433番1地先まで	前	メートル 8.50～ 17.00	メートル 280.00	道路改良工事 拡幅		
			後	10.50～ 52.50	255.00			
"	"	大田市祖式町字山本 2433番1地先から同町 字市場2377番地先まで	前 A	5.00～ 11.50	735.00	県央県土整備 事務所大田事 業所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.00～ 11.50			735.00
				B	9.00～ 46.00			655.00
"	"	大田市祖式町字市場 2377番地先から同町字 新屋2311番2地先まで	前 A	6.00～ 9.00	330.00	県央県土整備 事務所大田事 業所	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	6.00～ 9.00			330.00
				B	9.00～ 64.50			275.00
"	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷 1324番1地先から同 3712番1地先まで	前	4.00～ 24.00	90.00	浜田県土整備 事務所	減幅 仮設道撤去	
			後	4.00～ 19.00	90.00			

## 島根県告示第297号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	雲南市大東町大東1110番4地先から同1109番3地先まで	メートル 54.00	平成22年 4月13日	雲南県土整備事務所	
〃	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本2871番2地先から同2870番1地先まで	213.00	平成22年 4月13日	県央県土整備事務所	
〃	〃	邑智郡川本町大字川本2870番1地先から同2869番3地先まで	146.00	平成22年 4月13日		
〃	〃	邑智郡川本町大字川本2612番3地先から同番4地先まで	60.00	平成22年 4月13日		
〃	〃	邑智郡川本町大字2606番1地先から同地先まで	15.00	平成22年 4月13日		
〃	美郷大森線	大田市水上町福原字西性寺田山774番1地先から同町福原字道田家ノ沖397番2地先まで	622.30	平成22年 4月13日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	大田桜江線	江津市桜江町谷住郷1321番11地先から同3722番1地先まで	53.00	平成22年 4月13日	浜田県土整備事務所	
〃	〃	同津市桜江町谷住郷1325番1地先から同3712番1地先まで	79.00	平成22年 4月13日		